

平成 28 年 5 月 30 日

各 位

株 式 会 社 ア ク ロ デ ィ ア
 代 表 取 締 役 社 長 堤 純 也
 (コード番号：3823 東証マザーズ)
 問 合 せ 先： 取 締 役 副 社 長 國 吉 芳 夫
 電 話 番 号： (0 3) 5 7 9 3 - 1 3 0 0

第三者割当により発行される新株式及び第 7 回新株予約権 に係る発行価額の払込完了に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において決議いたしました、第三者割当による新株式（以下、「本新株式」という。）並びに第 7 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の発行に関して、本日、本新株式に係る発行価額の総額（337,423,000 円）及び本新株予約権に係る発行価額の総額（12,598,020 円）の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株式及び本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、平成 28 年 5 月 13 日付「第三者割当により発行される新株式及び第 7 回新株予約権の募集に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 第三者割当による本新株式の発行及び本新株式に係る発行価額の払込完了について

<本新株式発行の概要>

(1) 払 込 期 日	平成 28 年 5 月 30 日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 897,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 379 円
(4) 発 行 価 額 の 総 額	337,423,000 円
(5) 資 本 組 入 額	1 株につき 189.5 円
(6) 資 本 組 入 額 の 総 額	169,981,500 円
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当ての方法による。
(8) 割 当 先	株式会社和円商事 527,700 株 松田純弘氏 263,800 株 吉澤弘晃氏 105,500 株

2. 第三者割当による本新株予約権の発行及び本新株予約権に係る発行価額の払込完了について

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	平成 28 年 5 月 30 日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	20,585 個
(3) 発 行 価 額	12,598,020 円（本新株予約権 1 個当たり 612 円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	2,058,500 株（本新株予約権 1 個につき 100 株）

(5) 資金調達額	852,466,020円(差引手取概算額 847,176,020円) (内訳) 新株予約権発行分 12,598,020円 新株予約権行使分 839,868,000円
(6) 行使価額	1株あたり408円
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	第三者割当の方式による。 割当予定先： イー・エム・アイ株式会社 588,200株(5,882個) 松田純弘氏 735,200株(7,352個) 株式会社和円商事 490,100株(4,901個) 岡田努氏 245,000株(2,450個)
(8) その他	<p>①当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個当たり612円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p> <p>②当社は、平成29年5月30日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり612円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知または公告を行うことができない。</p> <p>③本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>

以上